

平泉町屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

平泉町長 青木 幸保

平泉町条例第4号

平泉町屋外広告物条例の一部を改正する条例
平泉町屋外広告物条例（平成21年平泉町条例第25号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
<p>第1条～第12条（略） （広告物又は広告物を掲出する物件の滅失の届出）</p> <p>第13条（略）</p>	<p>第1条～第12条（略） （広告物又は広告物を掲出する物件の滅失の届出）</p> <p>第13条（略） <u>（管理義務）</u></p> <p><u>第13条の2 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物又は広告物を掲出する物件の劣化及び損傷の状況を確認し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</u></p> <p><u>（点検）</u></p> <p><u>第13条の3 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、当該広告物又は広告物を掲出する物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の場合において、同項本文の広告物又は広告物を掲出する物件が規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件であるときは、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者その他規則で定める者に点検させなければならない。</u></p>
<p>第14条～第23条（略） （管理する者の設置）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件については、前項の管理する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第25条～第38条（略）</p>	<p>第14条～第23条（略） （管理する者の設置）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件については、前項の管理する者は、建築士法_____第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第25条～第38条（略）</p>